

政策上の判断による修正とその考え方

箇所	修正の内容	修正についての考え方
<p>第4章 分野別施策と個別目標</p> <p>1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実</p> <p>～がんを知り、がんを予防する～</p> <p>(1)がんの予防</p> <p>【個別目標】</p>	<p>【修正前】</p> <p>山梨県がん対策推進計画における受動喫煙に関する個別目標は記述しておりませんでした。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>【修正後】</p> <p>受動喫煙に関する個別目標として、「<u>受動喫煙防止については、受動喫煙対策を徹底し、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現することを目標とします。</u>」を追加しました。</p>	<p>・国においては、受動喫煙対策に係る法案を踏まえて、がん対策推進基本計画の見直しを行うこととしていました。</p> <p>・平成30年3月9日に閣議決定された「健康増進法の一部を改正する法律案」と同時に、基本計画に受動喫煙に関する目標値として、「<u>受動喫煙防止については、受動喫煙対策を徹底し、望まない受動喫煙のない社会をできるだけ早期に実現することを目標とします。</u>」を追加する閣議決定がありました。</p> <p>・このため、県計画は、法において基本計画を基本とするとされており、当該個別目標を県計画に反映する必要が生じたことから追加記述することとしました。</p>